

ガス機器を安全・安心にご利用いただくために

～ガス機器にも寿命があります～

ガス機器メーカーはガス給湯器等の設計を行う際に、設計標準使用期間を**10年**※と定めています。※安全上支障なく使用できる期間

長期間(10 年を超えて)使用しますと、経年劣化により、機器の故障や事故が起こりやすくなります。

設計標準使用期間が経過する前に定期的な点検や計画的なお取替えをおすすめします。

【経年劣化が進むことによるリスクの例】

- ・ 機器や配管の腐食や劣化による発火(火災)のおそれ
- ・ 設定温度と違うお湯が出たりすることで火傷のおそれ
- ・ 燃焼初期の異常(爆発)着火のおそれ
- ・ 不完全燃焼による一酸化炭素中毒のおそれ など

ガス機器に異常を感じた場合は、すぐにご使用を停止し、お買い上げいただいた販売店または、北海道ガスに連絡してください。

～修理用部品の保有期間には限りがあります～

修理用部品のメーカー保有年数は、以下のように定められています。修理用部品の調達が不可能になると修理ができない場合があります。

【主なガス機器における製造終了後のメーカー保有年数】

- ・ 給湯器、給湯暖房機・・・10 年
- ・ ふろがま・・・6 年(BF 式は7 年)

ただし優良住宅製品(BL 認定品)の修理用部品の保有年数は10 年です。